

平成21年度 町補助金交付対象事業を募集

別表1 補助金交付基準

区分	項目	内容
1 基本的事項等	(1) 公益性/公平性	①町行政の範囲内と認められ、公益上必要性が高く、その効果が広く町民に及び、特定の個人や団体のみの利益に供することがないもの。
	(2) 社会的需要度	①総合計画等により町の重要課題として位置づけられ、行政の支援により事業推進を図ることが妥当であると認められるもの。 ②補助金交付による事業効果が認められること。
	(3) 公正性	①当該団体等の運営、会計及び補助金の使途が適切であること。 ・帳簿類が整備され、会計監査が正しく行われていること。 ・公共の福祉に反する活動等のおそれがないこと。 ②当該事業内容が団体等の設置趣旨と合致していること。 ③事業目的、計画、実施体制が明確化されていること。
2 対象経費・補助率等	(1) 補助対象から除外する経費	①団体等の運営経費で、設立後3年を経過しているもの。 ②以下に係る経費 ・飲食費 ・交際費 ・慶弔費 ・懇親を主な目的とする経費 ・県外への研修経費(町長が特に必要と認めたものは除く) ・積立金 ・備品購入費(町長が特に必要と認めたものは除く) ・その他、公費により補助すべき範囲を超えていると認められるもの。
	(2) 補助率、補助単価	①補助金の補助率は、原則として対象経費の1/2以内とする。 ②上記にかかわらず、当該事業の公益性が極めて高く、町長が特に必要と認める場合や、法令又は国県制度によるものはこの限りではない。また、具体的な補助額は町の財政状況を勘案し、年度毎に予算の範囲内で定める。
3 補助期間		①町単独補助事業は3年以内を原則とする。 ②法令や国県制度に基づくものは、制度の終了に伴い終了する。

町では町内で活動する団体等に補助金の交付をしています。補助金の交付基準は社会需要や公益性を重視した事業が対象で、原則として補助期間は3年間としています。また、活動意欲のある団体を育成するため、法令等で定めのあるものや町長が特に必要と認めるものを除き、原則として補助事業は公募としています。

平成21年度も次の内容で、補助金等に関する基本指針に基づき補助金交付対象事業を募集します。

- ▼対象団体 対象事業を行う町内の団体等
- ▼対象事業 別表1及び2の通り。
- ▼補助額 原則として対象事業にかかる経費の1/2以内で、予算の範囲内で決定します。なお、飲食代や懇親にかかる経費など一部補助対象外となる経費があります。
- ▼事業採択 補助金交付基準等に基づく審査で補助対象事業を決定します。
- ▼応募要領 補助金等交付規則及び公募型補助金交付要綱をご覧ください、所定の申請書等

別表2 補助対象事業区分

事業区分	主な項目
1 安全対策事業	防災、防犯、交通安全、消費生活 等
2 福祉対策事業	子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉 等
3 健康づくり事業	保健、医療 等
4 交流対策事業	コミュニティ活動、市民活動、情報化 等
5 自然環境事業	自然保護、環境保全、環境美化 等
6 生涯学習事業	生涯学習、人権、男女共同参画 等
7 文化スポーツ活動事業	文化活動、文化財保全、スポーツ・レクリエーション 等
8 まちづくり事業	まちづくり、景観形成、生活交通 等
9 地域活性化事業	産業(農業・漁業・商工業)振興、観光振興 等
10 次世代育成事業	青少年健全育成、学校教育、幼児教育 等

を各事業の所管課に提出してください(提出の際は必ず所管課にご相談ください)。
なお、平成20年度の補助金の交付団体も申請が必要となります。

※規則及び要綱、申請書等は財政課窓口で配布します。また、町のホームページからも取り出せます。

▼提出期限 9月30日(火)【必着】

◎問い合わせ 財政課 ☎内線216

「広報おおいそ」に 広告を掲載しませんか

町では、新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広報に広告(広告主)を募集しています。掲載を希望する方は下記によりお申込みください。たくさんのご応募をお待ちしています。

◎申込み

広報おおいそ広告掲載取扱要綱を確認のうえ、申込書に会社案内等を添えて、広報おおいそ発行日の40日前までに提出してください(郵送可、メールは不可)。なお、広告主の事業内容によっては掲載できない場合があります。

◎広報おおいその概要

大磯町が発行し、毎月町内各世帯に配布している情報紙です。発行日は毎月1日、発行部数は約12,000部です。

◎広告掲載規格

主な規格の掲載料は、次のとおり。その他の規格と掲載料は大磯町ホームページの広告募集をご覧ください。下記まで問い合わせください。

規格(縦×横)	規格(列×段)	金額
49ミリ×88ミリ	1ページの1/10(1/2列×1段)	13,000円
49ミリ×178ミリ	1ページの2/10(全列×1段)	26,000円
265ミリ×178ミリ	1ページの全面(全列×5段)	130,000円

◎原稿

広告原稿は、広告主の負担で作成し、完全版下原稿または印刷可能なデジタルデータ(例:イラストレータなど)で提出してください。※青と黒の2色が使用可能です。

◎問い合わせ

企画室 ☎内線206
電子メール info@town.oiso.kanagawa.jp
ホームページ: http://www.town.oiso.kanagawa.jp/